

臨時議会を5月11日に開きました。

契約の認定や条例改正、補正予算などを慎重に審議した結果、国民健康保険税条例の改正に係る承認については賛成多数で、その他については全会一致で可決しました。

三小学校の耐震補強工事 請負契約を認定



東小 1億2,075万円



海小 1億2,573万7,500円

質疑

Q 国の補助金は約三億七千万円とのことであつたが、契約金額が約三億二千万円になっている。国の補助金も減額になるのか。

A 県教委に最終確認中であるが、国の補助金は全額使用できる見込み。

Q それを町債発行の減額に使わないでもっと子どもたちのために使えないか。

A 今回の補助金はあくまでも耐震補強が目的なので、他の用途には使えない。

Q 耐震補強はどの程度信用できるのか。

A 県にある第三者審査委員会において基準を満たすとの結論を得ている。



南小 7,192万5,000円

質疑

Q 周知方法はどうするのか。

A 特に考えていない。

Q 知らないうちに引き落とされていて驚かれるかもしれない。やはり何らかのPRを考えるべきではないか。

A 納税通知書が届いた後でも普通徴収を希望されれば対応していきたい。

町税条例改正

給与所得があり老齢等年金を受けている六十五歳未満の方は現在、公的年金等所得に係る所得割額を普通徴収で別途徴収しているのを、給与所得から徴収できるようにするもの。

国保条例改正

- ① 医療保険分負担額を四十七万円から五十万円に引き上げる。
- ② 後期高齢者支援金を十二万円から十三万円に引き上げる。
- ③ リストラや倒産によって職を失った人の課税を減免する。

質疑

Q 原案どおりだと限度額が高い家族は百万円を超えてしまう。町民の暮らしを守るのが使命だと思うがどうか。

A 国の制度である以上、従わざるを得ない。

反対討論

この度の国保税条例改正案は限度額を引き上げるものであるが、これは国が本来負担すべきものを加入者に押し付けるもので、到底容認できない。不況で国保税を払えず保険証を取り上げられて病院にも行けなくて手遅れになる例もある。公的医療制度である以上、保険税も窓口負担も軽減し、誰でもいつでも安心して受診できるようにするのが国、県、町の責務だと考える。